

東京都立中野工業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめは、一生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、と認識する。

* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(3) 具体的ないじめの態様として、以下のようなものを考える。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(4) 生徒は、いじめを行ってはならない。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ問題に組織的に対応する。

イ 所掌事項

- (年3回)「いじめに関する校内研修」の計画、実施
- (年に最低3回、学期始めの)「いじめに関する授業」の実施
- (年2回)「生活意識調査」の実施
- スクールカウンセラーによる全員面接
- 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- 学校便りや保護者会の積極的な活用
- 学校サポートチームを設置・学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- 「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」の設置
- 「生徒の行動の記録」・「ファイリング(身体的能力、知能、学力などの知能的側面、性格、興味、要求、悩みなどの心理的側面、交友関係など、学校において必要な事項についての記録ファイル)」体制の構築

ウ 会議

月1回、定期的に開催し、その他、必要に応じ、随時開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談担当教員、その他、随時、校長が必要と認める者(保護者、部活顧問等)

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

「学校いじめ対策委員会」を支援する。

イ 所掌事項

「学校いじめ対策委員会」の「所掌事項」の実施を支援する。

ウ 会議

月1回、定期的に開催し、その他、必要、「学校いじめ対策委員会」の招集に応じ、随時開催する。

エ 委員構成

副校長、「学校いじめ対策委員会」、各学年、各分掌、各類型より1名

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、授業、学校行事・部活動等、全ての教育活動を通じ、道徳教育の充実及び人権意識の向上等を図る。

- イ 生徒が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思える学校づくりを行う。このため、いじめに関する授業等を通じ、被害の生徒・周囲の生徒の安全確保や、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせることを通じ、「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成し、周囲の生徒が勇気をもっていじめを伝えるように促す。
- ウ 教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- エ 講演会・視聴覚教材の利用等による「いじめに関する授業」を年3回以上の実施する。
- オ 生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。

（2）早期発見のための取組

- ア 年3回程度、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。
- イ 生徒のみならず、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対しても説明・周知する。
- ウ 年2回、「生活意識調査」を実施・集約し、学校全体で現状の認識を深める。
- エ 一年生を対象に、一学期中に「スクールカウンセラーによる全員面接」を実施する。
- オ 当番制により「全教員による校内巡回」を実施する。
- カ 「生徒の行動記録」、「ファイル」により、個々の生徒の情報を共有する。
- キ 「いじめ防止カード」による調査を月1回行う。
- ク 「学校いじめ相談メール」を実施、「いじめ目安箱」を設置する。
- ケ 全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

（3）早期対応のための取組

- ア 「（2）早期発見のための取組」により、何らかの情報をキャッチした教員は、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告する。「学校いじめ対策委員会」は、調査・事実確認を行い、必要に応じて対応策を検討する。
- イ 学校は、被害生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した被害生徒の情報共有や登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害生徒やその保護者のケアを行う。
- ウ 学校は、加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害生徒への指導の充実を

図る。なお、加害生徒の保護者が、自分生徒の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害生徒の保護者への助言を行う。

- エ 学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。
- オ 学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有する。また、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また、被害生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握する。
- イ 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害生徒の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。
- ウ 学校は、被害生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- エ 学校は、被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。また、必要に応じて、加害生徒のケアや、スクールカウンセラーを活用して保護者のケアも行う。
- オ 学校は、重大事態の発生等について教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。必要に応じて、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。
- カ 学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、所管教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 原則として、学期に1回、年3回以上行う。
- (2) 形態としては、視聴覚教材の他、外部講師による講演会等を考える。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等を利用し、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、スクールカウンセラーを保護者へ紹介するなどし、保護者が相談しやすい環境を整備する。

- (2) 「いじめ防止基本方針」を周知・徹底する。
- (3) 幼児から高校生相当までの子供やその保護者を対象とした、いじめに関する24時間対応の電話相談「東京都いじめ相談ホットライン(03-5331-8288)」を周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 「学校運営協議会」等において、学校の状況をきめ細かく説明し、十分な理解を求めるとともに、連携を深める。
- (2) 重大事態においては、間断なく生徒たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒供の見守り、巡回を依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケート(保護者・教職員用)を利用して「いじめ防止基本方針」の意見聴取を行う。
学校運営連絡協議会にて報告する
- (2) いじめ対策委員会で、学校評価に基づき「いじめ防止基本方針」を見直し、必要に応じて改善を年に1度検討する。

附則 平成26年度4月1日より施行